

水素エネルギー普及啓発動画制作業務 仕様書

1 業務の名称

水素エネルギー普及啓発動画制作業務

2 業務の概要

水素を日常生活や産業活動で幅広く利活用する「水素社会」の実現に向け、県民の理解を深めるため、水素エネルギー普及啓発動画を制作するもの。

3 履行期間

契約締結の日から令和4年9月30日（金）まで

4 業務内容

以下のとおり県民を対象とした水素エネルギー普及啓発動画2種（大人向け・子供向け）を制作すること。

なお、使用期限は設定しないものとする。

また、業務の遂行に当たり必要となる一切の経費（構成台本の作成、映像の企画・構成、音響制作、ナレーション、テロップ、アニメーション・イラストの制作、動画及び写真撮影、編集、肖像権・著作権の使用料の支払い、映像の作成及び当該映像が収められたDVDの制作、制作物の納品など）は全て業務委託料に含むものとする。

- (1) 対象 大人向け動画：中学生以上
子供向け動画：小学校4～6年生

- (2) 動画時間 各5分程度

- (3) 内容

イ 大人向け動画・子供向け動画ともに次の項目を全て含むこと。

- (イ) 水素の基礎知識
- (ロ) 水素エネルギーの有用性、安全性
- (ハ) F C Vの仕組み
- (ニ) 宮城県内で活用されている水素エネルギー
 - ・商用水素ステーション
 - ・F C モビリティ（バス、タクシー及びレンタカーを含む。）
 - ・市町村の取組 等
- (ホ) 災害時の水素利活用
- (ヘ) 水素利活用にあたっての課題
- (ト) 水素社会の実現に向けた展望

ロ 大人向け動画・子供向け動画ともに水素エネルギーを知らない層が理解できるよう工夫をすること。

ハ 子供向け動画については、アニメーションやイラスト、クイズを加えるなど、子供の興味を引くよう工夫をすること。

5 成果品の規格等

受注者は、本業務における成果物として、次のものを提出すること。

- (1) 動画を収録した媒体（DVD） 20枚
(ジャケット（印刷物）とあわせてプラスチックケースにセットすること。)
- (2) 動画データ（WMV等YouTubeにアップロードできる形式）が収録されたもの 2式
- (3) マスターディスク（DVD）（コピーガードが施されていないもの） 2本
- (4) シナリオ
- (5) ナレーション原稿
- (6) DVDジャケットデータ（PDF形式）
- (7) 著作権目録
- (8) 業務計画書 1部（契約締結後、速やかに提出すること。）
- (9) 業務完了報告書 1部

6 成果品の納入場所

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室水素エネルギー推進班

7 打合せ・協議

受注者は業務実施前に計画書を作成し発注者と協議するほか、シナリオの詳細決定時など、必要に応じて随時打合せを行う。

8 著作権

本業務により撮影した施設や車両等の画像データ及び制作した各デザインデータ等（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、全て発注者に帰属する。また、受注者は、発注者が当該著作物を使用するに当たり、著作者人格権を行使しないものとする。

9 必要な許認可・許諾等

本業務の実施に必要な許認可や取材先への申し込み等の事務手続きは、全て受注者が行う。

10 その他

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報を本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏えいしてはならない。業務の一部を再委託する場合には、再委託先から漏えい等が起きないように措置し、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。
- (2) 本業務にて取り扱う個人情報、宮城県個人情報保護条例（平成8年度宮城県条例第27号）に基づき適切に取り扱うこと。
- (3) 契約締結後速やかに業務に着手し、業務の進行状況は、随時発注者に報告すること。
- (4) 計画書及び報告書等の印刷は、原則として、令和4年度宮城県グリーン購入の推進に関する計画によるものとする。また、印刷は両面とすること。
- (5) 自動車を使用する場合は、駐停車中の不要のアイドルリング停止を図り、効率的な車両運行計画を策定すること。また、車両は環境負荷のより少ない車両（適切な大きさの車両、燃料）を使用すること。

(6) 業務の履行における安全, その他の規律については, 関係法令を厳守すること。

(7) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は, その都度発注者と協議し, 指示を受けること。